

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成31年1月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成31年1月4日	観光第一交通株式会社 (法人番号5370001004454) 代表者 北浦 歳彦	宮城県仙台市 若林区卸町東一丁目1番地56号	本社営業所	宮城県仙台市 若林区卸町東一丁目1番地56号	輸送施設の使用停止 (20日車) 及び 文書警告	道路運送法第27条第3項、 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	平成30年1月25日、2月9日及び14日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。 (1)運賃届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)、 (2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (4)事故惹起運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (5)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
2	平成31年1月9日	鶴岡タクシー株式会社 (法人番号4390001014816) 代表者 青柳 正昭	山形県鶴岡市 斎藤川原字林俣21番地	本社営業所	山形県鶴岡市 斎藤川原字林俣21番地	輸送施設の使用停止 (30日車) 及び 文書警告	道路運送法第9条の3第1項、第27条第3項	平成29年12月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。 (1)認可運賃・料金收受違反(道路運送法第9条の3第1項)、 (2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、 (3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (5)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、 (6)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)
3	平成31年1月25日	有限会社ピー・エイチ・エス (法人番号4370302001936) 代表者 渡邊 俊雄	宮城県石巻市 丸井戸三丁目3番地8号	本社営業所	宮城県石巻市 丸井戸三丁目61	輸送施設の使用停止 (20日車) 及び 文書警告	道路運送法第27条第3項	平成30年6月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。 (1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、 (2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
4	平成31年1月30日	KM仙台タクシー株式会社 (法人番号2370001012360) 代表者 佐々木 昌二	宮城県仙台市 太白区茂庭字人來田西143番地17号	本社営業所	宮城県仙台市 太白区茂庭字人來田西143番地17号	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	平成30年10月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
5	平成31年1月30日	仙都タクシー株式会社 (法人番号1370001005398) 代表者 山下 晴也	宮城県仙台市 宮城野区日の出町二丁目5-17	本社営業所	宮城県仙台市 宮城野区日の出町二丁目5-17	文書警告	道路運送法第27条第3項	平成31年1月30日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
6	平成31年1月30日	相互タクシー株式会社 (法人番号1370001008855) 代表者 高野 公壯	宮城県仙台市 青葉区折立二丁目8番地5号	本社営業所	宮城県仙台市 青葉区折立二丁目13の3	文書警告	道路運送法第27条第3項	平成31年1月30日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)